令和８年度第３回公益通報委員会　議事概要

１ 日　　時　令和８年 10 月 26 日（月）13:30～15:30

２ 場　　所　県公館２階オンライン・ペーパレス対応会議室

３ 出席委員　（敬称略、五十音順）

氏　　名	役　　職　　名　　等
岸　敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
西野　百合子	弁護士
日野　勝吾	淑徳大学 副学長・コミュニティ政策学部教授
細川　明子	公認会計士

４ 議　　事

(1) 報告事項について

１　１号通報事案の対応報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥資料１

２　２号通報事案の対応報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥資料２

３　施行状況調査の報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥資料３

４　R８年度実施計画の取組‥‥‥‥‥‥‥‥‥資料４

(2) 審議事項について

１　通報事案の対応案に対する意見‥‥‥‥‥‥資料５

（主な意見等）

１　公益通報制度の運用状況

(1) 通報対応記録の作成及び管理

○　公益通報事案におけるヒアリングの議事録や調査経過の記録は、後日の事案検証や判断根拠となる重要な記録であることから、客観性及び正確性を確保した形で、作成・保存することが重要である。

○　通報案件が終了した後においても、一定期間適切に保存し、後日の検証や制度改善に活用できるようにしておく必要がある。

(2) 通報情報及び個人情報の管理

○　通報事案は、機密性の高い情報が含まれるため、厳格な情報管理が不可欠である。
　通報者が推知されることのないよう、閲覧権限を必要最小限に限定することや、電子データの管理方法を適切に整備することなど、県の委託先を含め、継続的な情報セキュリティ対策が必要である。

２　外部窓口へのモニタリング実施

○　県が外部窓口の運営状況を定期的に確認し、再発防止策の実施状況をモニタリングすることは適切な対応である。

○　公益通報制度は迅速な初動対応が重要であり、通報者から見ると、県内部か外部窓口かにかかわらず、同じ「公益通報窓口」であることから、受付漏れや対応遅延

が発生しない体制を確立する必要がある。

○　外部窓口においても、担当者個人に依存することなく、複数人で進捗管理を行うなど、組織的なチェック体制を整備することが望ましい。

３　公益通報該当性の判断

○　形式的に相談や苦情として受け付けられた案件であっても、その内容によっては公益通報者保護法上の公益通報に該当する可能性があるため、受付時の慎重な判断が重要である。

○　電話による申し出や匿名での情報提供については、通報者自身が公益通報制度を意識していない場合もあることから、通報対象事実の申告と解される内容であれば、制度の対象となる可能性を念頭に置いて対応すべきである。

○　各所属職員の制度理解を高めるため、定期的な研修や事例共有を継続して実施する必要がある。

４　専門性の高い通報事案

○　高度な専門知識を要する通報事案について、法令違反の有無を判断するためには専門的見地からの検討が必要になる場合もある。

○　公益通報制度としては、最終的な評価以前に、通報内容について適切な調査が行われること自体が重要であり、調査に関与する者の独立性や中立性について、十分配慮すべきである。

５　公益通報制度の周知及び啓発

○　近年通報件数が増加傾向にあることについて、制度周知や相談しやすい環境づくりの成果が一定程度現れているものと評価できる。

○　制度の実効性を高めるためには、単に法律や制度を説明するだけでなく、具体的事例を用いて周知することが有効である。改正法（本年12月施行）の内容に関する全庁的な周知も重要であり、消費者庁HPの動画等も活用するなどして徹底されたい。

○　管理職層の理解が制度運用に大きく影響するため、管理職に対する継続的な研修が重要である。

６　公益通報対応体制

○　近年は案件数の増加に加え、案件の内容も複雑化・高度化している。そのため、適切な制度運営を継続するためには、担当職員の専門性向上に加え、人員体制や予算面での支援についても検討する必要がある。

７　通報事案の対応案に対する意見

通報事案の対応案であるため委員限り